

公益財団法人とうきゅう環境財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人とうきゅう環境財団（以下「当財団」という。）の定款第18条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。ただし、当財団は、常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第4条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、退職慰労金支給基準（別表1）に基づき支給する。

(費用)

第5条 当財団は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、旅費（宿泊費含む）及び交通費を、別に定める旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第6条 当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

付則 この規程は公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表1) 退職慰労金支給基準

| | |
|------|--|
| 常勤役員 | 就任1年当り60万円を贈呈する。ただし、1年に満たない時は1ヶ月当たり5万円を贈呈する。 東京急行電鉄株定年退職後または役員退任後の就任者に対する退職慰労金の支給は、これを除外する。 |
|------|--|

平成22年10月1日登記

平成26年5月30日改訂